

官報

号外 昭和六十一年十一月二十九日

○ 第百三回 参議院会議録第五号

昭和六十一年十一月二十九日(金曜日)

午前十時一分開議

○ 講事日程 第五号

昭和六十一年十一月二十九日

午前十時一分開議

第一 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社

の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 日本体育・学校健康センター法案(第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件

一、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(趣旨説明)
二、国家公務員等の任命に関する件
以下 講事日程のとおり

○ 講長(木村睦男君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○ 講長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。後藤田國務大臣。

〔國務大臣後藤田正晴君登壇、拍手〕

○ 国務大臣(後藤田正晴君) 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

第一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 日本体育・学校健康センター法案(第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件

一、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(趣旨説明)
二、国家公務員等の任命に関する件
以下 講事日程のとおり

○ 講長(木村睦男君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○ 講長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。後藤田國務大臣。

〔國務大臣後藤田正晴君登壇、拍手〕

上しているものにつきましては、国が直接実施している定型的事務であつて民間で代行可能なものがこれを代行させることとし、規制対象者の能力が向上しているものは規制の態様、範囲を緩和する等合理化を図ることとしております。

第三に、規制制定の当初に比し、技術革新が著しく進展しているものにつきましては、規制の範囲を緩和し、または規制方式を変更する等合理化を図ることとしております。

この法律案は、以上のとおり、時代の変化等に伴って不要ないし過剰あるいは不合理となつて位置づけ、民間活力の發揮、推進に資するため、経済的目的から行われている規制についてはこれを必要最小限のものにとどめ、社会的目的から行われている規制については、その公共性を配慮しながら、できるだけ合理的なものとするとの基本的視点に立脚しつつ、その推進に取り組んでいるところであります。

その一環として、去る九月二十四日の閣議決定「当面の行政改革の具体化方策について」において、臨時行政改革推進審議会の答申で指摘された各分野にわたる規制緩和事項について、個別にその措置方針を決定しております。

今回、これらのうち所要の法律案を今国会に提出することとされた事項を取りまとめ、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

○ 講長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。野田哲君。

○ 野田哲君 登壇、拍手

○ 野田哲君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、提出前に伺いたい第一の点は、この法律案の内容についての基本的な考え方と国

傾向が目立っております。今回のこの法案も、二十六本の性格の異なる法律を改正しようとするものが一つの法律案になっています。国会は、国会法によって常任委員会が設けられ、法案はすべて

常任委員会の審議によって制定、改廃が行われています。今回のような措置は、この国会の常任委員会制度を無視したものであります。

現に、この本会議においても、総理と総務庁長官以外の大臣は、慣例によつて三閣僚しか出席していない。しかし、改正される事項を所管している省は、総務庁以外に八つの省の所管事項あります。本来ならば、総理と総務庁長官以外に、八人の関係大臣にこの席で具体的な内容について質問をすべきであります。このような法案の出し方についてどの制約のためにそれができないのであります。このように、国会の審議権を大きく制約しているのであります。このような法案の出し方についてどのような認識をお持ちであるのか、まずその点について総理の見解を伺います。

第二の点は、臨時行政改革推進審議会の性格についてであります。

臨時行政改革推進審議会は、その設置法第二条でも規定されているように、臨時行政調査会の答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、内閣総理大臣に意見を述べるために設置されたものであります。ところが、最近の臨時行政改革推進審議会の状況は、あたかも臨時行政調査会の延長であるかのようなオールマイティーの審議を行つてゐるのではないかという印象を受けます。政府として、国民の抵抗の強い政策を遂行しようとすると場合、まず行革審に持ち込んでその答申をもと形をとり、それをあたかも天の声であるかのように強行しようとすると、政府と行革審との間で、なれ合ふとも言えるものであります。

行政の各分野には、それぞれ法律に基づいて設置された審議会があるのであります。この審議会を無視して、臨時行政改革推進審議会や臨教審、

さらに総理のお気に入りの人を集めた私的諮問機関ばかりを重視する中曾根総理のやり方こそ、まざ行政改革の第一に挙げるべきではないでしょうか。例えば、地方自治のあり方については、地方制度調査会の答申こそ最優先に尊重されるべきである当面の措置については最大限に尊重されるべきであるとされています。この点を含めて、中曾根総理並びに総務省長官の見解を伺います。

次に、数点の各論について関係大臣の見解を伺います。

今回の規制緩和の措置が、国民の暮らしや健康、生命の安全に直接かかわる多くの分野において、公的規制を廃止して自己認証制度を取り入れようとしております。しかもその多くは、法律によらない政省令、通達による措置となっています。しかし国民は、カネミ油症とか、最近ではワインへの有害物質の混入など相次ぐ食品公害や、夕張炭鉱や三池炭鉱などの大規模な工場災害、最近の日本航空の大惨事、豊田商事や投資ジャーナル事件など、国民の命や暮らしを軽視した企業活動が国民に大きな犠牲や不安をもたらしたことに対する不信心、不安感は依然として根強いものがあります。同時にまた、政府の監督責任についても強い不満を持つものであります。

貿易摩擦解消のための公的規制の緩和措置が国民に対する被害の自由化にならないよう、国民の健康と安全を最優先にした企業活動のモラルの確立とあわせて、適切な行政措置がとられなければならぬと考えますが、総理の所信を承りたいと思います。

次に、運輸関係について伺います。

今回の規制緩和措置は、法律事項と政省令、通達事項を含めて、交通、運輸関係が広範な分野に及んでいます。問題は、交通政策を考える基本的態度であります。

日本列島の交通の動脈は何よりも日本国有鉄道であります。この国鉄がこれからどうなるのか、これによって日本列島の交通体系、運賃体系は大きく変わるのであります。この動脈の扱いが決まっていない現在、これから交通体系の動向が定まらないままに、トラック事業、バス・タクシー事業、航空事業、海上運送事業についての参入関係、運送約款、運賃関係などについて規制緩和措置をとり、企業の競争原理を導入することは、行政の整合性を欠き、また交通労働者の雇用不安と業界の混亂を増幅させることになるのではないかとおられるのか、その方策について伺います。

次に、金融関係について伺います。

金融の自由化と機械化によって金融競争は一層激化し、中小金融機関の合併、倒産も予測され、将来予測として、金融機関関係の従業員は現在の百万人から半減するであろうという見方が生じています。

金融自由化と円の国際化を背景にして、金利規制、店舗規制、業務範囲の規制等の緩和が進められる中で、金利の自由化は、大口規制がCDCで六ヵ月を一年に延長して一億円まで、MMC一口五千万円を二千万円まで自由化するなどの措置が予定されています。また、小口預資金利については、郵便貯金とのトータルバランスなどの環境整備を前提にして、早急に検討を進め、大口に引き続き自由化を推進することとなっていきます。

このような金利の自由化の推進は、いずれ臨時金利調整法の廃止が考えられているのかどうか。また、当然、金融競争の激化に伴って中小金融機関の倒産、合併などの懸念が予測されるが、預金保険機構の拡充などのように検討されているのか。さらに、金融機関の競争激化に伴って、合理化、機械化による金融機関従業員の雇用不安対策についてどのように考えておられるのか。

金融問題の最後に、労働金庫の問題について伺います。

労働金庫は現在、各県別の組織を余儀なくされており、貸出先の強い規制、都市銀行などの地方への進出との競合、また、内需の低迷による住宅ローンの低下などにより、預貸率は五〇%を切りつつあります。労働者の預金保護の立場からも、全国統合や労働者貯蓄銀行のあり方等について検討されるべきではないでしょうか。

以上、金融関係の数点について大蔵大臣の考え方を伺います。

最後に私は、地代家賃統制令の取り扱いについて見解を述べ、今後の審議に当たって、同僚議員並びに政府関係者の適切な御判断をお願いいたしたいと存じます。

今回の規制緩和に関する法案の中に地代家賃統制令の廃止が含まれています。この取り扱いは、次の理由によって今回の規制緩和法案とはなじみにくい問題であります。

その理由は、第一に、同統制令は過去四回、審議未了になつて、長い政治的経過を経て、審議未了になつて、長い政治的経過を持つている法案であるだけに、このように二十数件の行政事務手続の改廃を中心とした一括法案の中で扱うことは、不適当な性格を持っています。

第二に、この地代家賃統制令の該当者は、借家件という多數に上つており、しかも東京、大阪、京都に集中しているのであります。もし地代家賃統制令の改廃について審議するのであれば、現地の実態調査や関係者からの意見聴取など、慎重な審議を尽くす必要があり、その審議は単独の法案として建設委員会で行われるべきであります。

第三には、地代家賃統制令は、借地法、借家法と深いかかわりを持っています。その借地法、借家法についても、現在見直し作業が行われている過程であると伺っています。地代家賃統制令の存廃の議論は、借地法、借家法も含め、国民の住宅に対するニーズにこだえるための総合的な土地政策、住宅政策と関連して行われるのが適当な措置を行ひ、その決定されたものは、それぞれに応じ

であると考えます。

以上の点から、地代家賃統制令の廃止は本法案から強く切り離して処理すべきであることを述べて、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○國務大臣(中曾根康弘君) 野田議員にお答えをいたします。

まず、一括化の理由でございますが、今回の法案は公的規制の緩和の実現を図るものでございまして、その趣旨、目的が共通であるものを取りまとめて提案した次第でございます。これらは、全般的に把握することが便利であり、また国民の理解も得やすいと考えております。既に過去十一回にわたりましてこのよくな一括法の御提出を認めさせていただいております。

次に、行革審の問題でございますが、行革は国民的課題であり、国民が強く熱望している重大な事件でござります。行革審は、行革といいうわば行政の各分野の横断的な課題の検討を行うものでございまして、個別的な行政分野に関する縦割りの各種審議会とはちょっと性格が違うものと考えます。政府といたしましては、行革審のみならず、各種審議会の御提言を十分踏まえつつ、全体としての調和を保ちながら施策を実行してまいりたいと思っております。

臨教審の問題につきましても、これは、教育改革を望む全国民の御要望にこたえまして、各界の方々を網羅した審議会として設定されたものでございます。これは行政各部の施策と密接な関連を持つものが多く、政府全体としての責任で取り組む必要がありましたので、総理府に設置した次第でござります。

懇談会の問題につきましては、これは有識者の参集を求めて個々の御意見を拝聴する、官庁の独善を排して国民の声を行政に反映させる、そういう意味で行ってきておるものでございまして、あくまでこれは政府の責任において施策決定を行い、その決定されたものは、それぞれに応じ

地方制度調査会の答申でございますが、本日、
地方税財政に関する当面の措置について答申をいた
ただくことになつておりますが、地方行財政運営の
の自主性、自律性の尊重の観点から、できるだけ
答申の趣旨を尊重してまいりたいと考えております。
自己認証の問題と国民の安全性の問題でござい
ますが、国民の安全を損なわないよう十分注意
しつゝ、これを行っていきたいと考えております。
現在におきましては、このように資本主義が高
度化いたしまして、日本の品質管理の徹底した成
熟ぶり、あるいは製品安全技術の向上ぶりといふ
ものを見ますと、もはや相当程度、自己認証の運
用に当たりまして、生産者の義務と責任において
これを実行していくことが適当であるといふ
う段階になつてゐると思います。ただ、品質管理
の能力あるいは安全性の確保等については政府と
しても重大な関心を持つておりますので、必要に
応じて届け出を行うとか、あるいは違反に対し
はその責任に対する措置を行うとか、そういうよ
うなことも担保しておりますので、消費者の安全に
ついては十分気をつけているところでございま
す。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)
〔国務大臣後藤田正晴君登壇 拍手〕

○国務大臣(後藤田正晴君) 総理の御答弁を補足
してお答えをいたしたいと思います。

行革審は、臨調の答申を推進するという観点か
ら、政府における答申の実施状況を調査審議する
とともに、臨調答申において指摘せられた問題の
一層の具体化方策についても調査審議をする、そ
して政府に所要の提言を行う、これが任務でござ
います。臨調は、行政の制度運営の全体にわたる
改革意見を提出されておるのでござります。した

がって、その答申の推進に当たる行革審の審議事項が縦割りの他の審議会等と重なるということはあり得ることでござります。ただ、その場合におきましても、行革審は、行政改革に関する施策の推進という視点、この視点に立って調査審議を行つておるのであるということをお答えいたしておきたいと思います。

行革審は、こういった観点から政府の諮問に対する答申あるいは意見の提出を行うものでござりますが、それをどのように処理をするのかという決定はあくまでも政府自体の責任において行われておりますが、それと並んで、他の審議会の答申などと行革審の答申との調整、これはみずから責任を持つて処理をしておるということをお答えいたしておきたいと思うわけでござります。（拍手）

〔國務大臣竹下登君登壇　拍手〕

○國務大臣（山下健夫君）　国鉄の改革や運輸事業の規則のあり方の検討に当たっては、これまでも各事業の特性や実態を踏まえて行つてているところでございますけれども、今後とも運輸政策としての整合性に十分留意するとともに、過当競争による輸送秩序の混乱や労働環境の悪化を來さないよう十分配慮してまいりたいと思っております。

（拍手）

〔國務大臣竹下登君登壇　拍手〕

○國務大臣（竹下登君）　私に対する御質問は、金融問題の三点でござります。

まず、現在の預金金利規制は臨時金利調整法に基づくものでございまして、現在、この臨時金利調整法に基づく規制内容を順次変更することによりまして金利の自由化を進めておるところであります。今後、金利自由化の進展状況や金融環境の変化等に応じまして、臨時金利調整法そのものの見直しを行うことも考えられないわけではあります。せんが、今の時点におきましては、小口預金金利の自由化のあり方につきまして検討に着手したばかりでござりますので、そこまで断定する状態にはございません。

それから二番目は、金融自由化や機械化等の進展に伴つて、競争の激化から来ます金融機関、なかなか中小金融機関の経営環境が厳しくなる面があるという御指摘は、私もそのとおりであると思います。中小金融機関の経営にもたらします余融自由化を進めるに当たつての影響、これらに十分注意を払いながら、漸進的、段階的にこれを進めておきますので、今後とも預金者を初め関係者にいやしくも不安を与えたたりすることがないよう、ただいま御指摘のありました預金保険機構の拡充等も念頭に入れながら健全経営の確保を指導してまいりたい、このように考えております。

· それから三番目の労働金庫の問題でござります。

労働金庫の全国統合という考え方につきましては、労働金庫業界内にそのような御意見もござります。現在、業界内に委員会を設けて検討をしています。いらつしやるというふうに承知をしておることであります。この問題は、金融行政面、そしていま一方、労働行政面等にまたがります問題でございます。当面は、労働金庫業界のそういう委員会を設けての検討というようなものを含めて、これを見守つておるというのが現状であります。

(拍手)

次に、ソ連共産党のゴルバチョフ書記長は、去る二十七日、ソ連最高会議において、特対日関係に言及し、日本との関係改善が可能である旨を明らかにいたしました。明年一月十五日のシェワルナゼ外相の訪日を前にして、極めて注目されるソ連最高首脳の発言であると思われますが、總理はこのゴルバチョフ発言をどのように認識し、評価されているのか。また、我が國政府としての日ソ関係改善のために取り組む具体的な方針をここに明らかにしていただきたいのであります。

さて、總理は、臨調答申にあつた行政改革の四つの基本理念を御記憶でしょうか。総合性の確保、変化への対応、簡素・効率化及び信頼性の確保であります。総合性の確保については、国土庁等三庁統合という大きな問題は残っておりますが、總務省を設置し、検討されてきております。変化への対応については、本法案もその一環としての策であり、簡素・効率化についても十分とは言えませんが推進中であります。ただ、信頼性の確保についてはほとんど見るべきものはありません。これが中曾根行革の特色を示しているのではないかでしょうか。

信頼性の確保は、行政の民主化の実現でもあります。そのためには、まず地方自治の確立が必要であります。近年、「地方の時代」と言われてきましたが、実績はほとんどありません。地方行革大綱の策定も余り進捗していないと聞いております。権限移譲、機関委任事務の整理も先送りとされおります。地方行革を今後はどうのように進められていかれるのか、自治大臣の明確な答弁を求めます。

また、特に行政の民主化に資するものとして、情報公開、プライバシー保護、行政手続法制度の整備、こういう問題についてはかけ声だけで一向に具体化されておりません。これらについては、いつ、政府としての成果を得るつもりですか。逆にスパイ防止法案というようなものが出てきてお

ります。総理は、行政改革を推進するに当たつて、国民の信頼性の確保、行政の民主化をどう考えておられるのか、見解を伺いたいと思います。

本法案には、アクションプログラム関連の事項も盛り込まれております。これはアクションプログラム全体から見ればごく一部のものであります。が、七月三十日に策定されたアクションプログラムの骨格を着実に実施すれば、我が国の市場は国際的に見て遜色のない開放された市場となるのでしょうか。来年五月の東京サミット、十一月の中間選挙を控えて、政府は来春早々にもまた対外経済対策を打ち出さざるを得ないような苦しい羽目に陥るのではないかと思いますが、これまでのような小出しの対症療法的な対策を何回も繰り返すようなことをしてよいのでしょうか。

そこで伺いますが、最近のように各國の相互依存関係がますます深まる現状のもとで、政府は中期的な視野から我が國の経済構造の調整などについて根本的に検討し直してみると現下緊急の課題ではないかと思いますが、総理の忌憚のない所見を伺いたいと思います。

一方、円高の定着が貿易収支に反映するには少なくとも一年はかかるとの指摘もあり、来年も大幅な貿易不均衡は続きそうです。このため、来年の秋に中間選挙などを控えた米国では、年明けとともに再び対日批判が燃え上るとの見方が強く、政府は今の円高重視の政策路線を容易に変更できないのではないかと思いますが、私は、円高による経常収支黒字の縮小よりも、むしろ円高によるデフレ効果で日本経済はかなりの景気後退を迫られるのではないかと危惧するのであります。が、いかがでしょうか。あわせて、円高による影響が大きい輸出関連中小企業に対する対策について具体的にお伺いしたいのであります。

この円高によるデフレ効果の心配に加えて、米国の経済成長の鈍化、我が国内の消費の伸び悩

み、住宅投資の増勢鈍化、生産不振という、我が國経済が減速過程に入る諸条件が整いつつあるようになります。このような現状をかんがみて、政

府は所得減税、住宅減税、投資減税を早急に実施することにより、対外的にはもとより、対内的にもより効果的な内需の振興を図ることが最も重要なことであると思いますが、いかに内需振興を図るつもりか、具体的に総理の所見を伺いたいと思います。

今回の内需拡大策を見ましても、住宅建設の促進が一つの重要な施策として取り上げられておりますが、我が国の住環境が非常に貧しいことを考えれば、それはそれで結構であると思います。しかし、都市政策とか住宅政策は、場当たり的に景気動向に連動して策定されるべきものではないと思うのであります。自民党政権の最大の失政ではなかつたでしょうか。政府は、財政難を理由に国有財産を切り売りし、あるいは建設投資を刺激するため容積率の見直し、線引きの見直しを行うとしておりますが、震災時の避難場所の確保などについてどう考えておられるのか。これらを含めて、政府の都市政策、住宅地政策の基本をお聞きしたいのであります。

○國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手

まず、本日未明、勤労千葉の違法ストに呼応し上げます。

まず、本日未明、勤労千葉の違法ストに呼応し上げます。

（國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手）

まず、本日未明、勤労千葉の違法ストに呼応し上げます。

場合、官民の役割分担をどのように考えているのか。まず、民間活力の活用の意義を明らかにしていただきたい 것입니다。

次に、本案の提出の理由は、「行政改革の一環として、民間活力の發揮、推進に資するよう公的関与につき必要な是正を図るために、許可、認可等の公的規制が持続することになつておられます。そこで、民間活動に係る規制の整理及び合理化を行つた結果、都市政策とか住宅政策は、場当たり的に景気動向に連動して策定されるべきものではないと思つてあります。しかしながら、本案による改正項目四十二事項中、廃止されるものはわずか十一事項にすぎないのであります。形こそ変わつても残り三十一事項は依然として何らかの公的規制が持続することになつておられます。このように改正で民間活力の発揮、推進に資することになると、本当にお考えなのでしょうか。單に民間活動に係る規制の整理及び合理化を行つた結果、都市政策とか住宅政策は、場当たり的に景気動向に連動して策定されるべきものではないと思つてあります。自民党政権の最大の失政ではなかつたでしょうか。政府は、財政難を理由に国有財産を切り売りし、あるいは建設投資を刺激するため容積率の見直し、線引きの見直しを行うとしておりますが、震災時の避難場所の確保などについてどう考えておられるのか。これらを含めて、政府の都市政策、住宅地政策の基本をお聞きしたいのであります。

次に、行革と国民の信頼性の問題でござりますが、民主的な社会におきましては、国民の行政に対する信頼と理解がなければ行政の円滑な運営はできないものでございます。行革は今や天の声であり、国民の強い念願であると考えておる次第でございまして、国民の皆さんのが強い御支援を引き続いてお願い申し上げたいと思っておるところでございます。

次に、臨調答申の趣旨を踏まえまして、データ・プライバシーの保護の問題、行政情報の公開、あるいは行政手続等各般の仕組みのあり方ににつきまして、國民の皆さんに大変御迷惑をおかけしたことをおび申し上げる次第であります。

次に、ゴルバチョフ書記長の日ソ関係改善に向けての賛意表明の演説でございますが、私たちもこれに対して賛意を表し、歓迎の意を表する次第

においてはもとより、基準・認証、非関税面における改善を強く希望しているようだ見受けられます。政府といたしましても、領土問題を解決してソ連も重要な隣国でありまして、ソ連の方も関係改善を強く希望しているようだ見受けられます。

（國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手）

中小企業対策でございますが、円高が二百円前後まで参りまして、一部の中小企業等については一体どこまで進むのかという外国の風潮から契約が停滞している、あるいは先延ばしされているという状態が出てきております。できるだけこの今の円高の状態というもの適正水準で安定させ

いう住宅、都市政策が必要になつてまいりまして、その線に向けて努力してまいります。これには、地方自治体と協力いたしまして、その創意を尊重し、これを助長していくということが重要であると思いまして、そのように政策を推進してまいりたいと思います。

お尋ねでございましたが、先般の本院における妙
次に、この法律改正案の意義、効果についての
いて御理解を賜りたいと思うわけでござります。
し上げる段階に立ち至っていないということにしてお
られるだけだともいいます。したがいまして、今後の
ところ、取りまとめの時期等について見通しを由
てお尋ねでございましたが、先般の本院における妙

○國務大臣(古屋亨君)　地方行革についてお答えいたします。

黒字を維持していくということは、とても将来も考えられるところではございません。
日本はやはり貿易国家でございますから、輸出入に関するある程度の資金、インベントリー資金も要りますし、対外経済協力に関する資金も要りますし、対外経済投資の資金も要ります。したがって、ある程度の適正量の黒字を持つ必要はあります。それ以上大きな黒字が累積して毎年続ければ、それは、必ずや国際社会から非難を受けることは必定であります。そういうことを考えまして、国際経済と調和して我が国の社会経済体質をどのように長期的に安定させ調和させていくか、そういう検討の研究会、私のための研究会を発足いたしまして、今鋭意検討していくべき、その意見の結論を持ちまして我々は適切な処理をしていきたいと考えておるところでござります。

次に、今後の内需振興の問題でございますが、先般の政策によりまして、大体概数三兆一千億円に及ぶ内需振興の政策を今実行しておるところでございます。今後も、この円高の状況等も見まして、ただいまのような政策を実行しつつあるところでありますが、規制緩和、民活等を中心にして、公共的事業分野への民間活力の導入等も着実に推進してまいりたいと思います。特に、民間活力活用プロジェクトに関する環境整備、住宅建設、設備投資等に関する施策については、諸般の政策を検討して推進してまいりたいと思っております。

二十一世紀に向かっての都市・住宅宅地政策の問題でございますが、高齢化、高度情報化、国際化等の大きな潮流変化が予想されます。それに対応するような安心、安全、安定、そういう線に沿つた国民生活及び産業発展の基盤を確保すると

行政の円滑化のためには、総理の御答弁のように、何よりも行政に対する国民の信頼と理解が第一でございます。したがいまして、データ・ブレイク等の保護、情報公開、あるいは行政手続きのあり方につきましては、国民の行政に対する信頼を確保し、国民の権利、利益を保護するという観点に立つて検討を進めていくことが必要であることは申し上げるまでもございません。

これらの課題につきましては、臨時答申を踏えた行革大綱に基づきまして、現在、既に政府組織内において鋭意専門的に調査研究を進めておる段階でございます。ただ、制度化の時期につきましては、どの課題も我が国の行政にとっては新たな分野の問題でございます。広範多岐にわたる関連領域との調整が必要とされるなど極めてすそ野の広い問題であり、慎重な配慮と手順が要請を受けると思います。

いして いるところでござりますが、この中に盛り込まれておるもののは、行革審の答申を受けて行革大綱で措置することとされた二百五十八事項、このうち当面法律改正を必要とした事項を取りまとめて御提案を申し上げておるわけでございますが、現在政府が取り組んでおるものの中には、このほかにも極めて広い分野にわたる重要な事項があることを御理解を願いたいと思ひます。例えば、預金金利の自由化、あるいはトラック運送事業の参入規制の緩和、航空三社の事業分野の見直し、石油製品の輸入自由化、あるいは基準・認証、輸入プロセスの関係では、今回の法案に盛り込まれておる五事項を含めて八十八事項ござります。こういった全体を見てぜひひとつ御理解と御評価を賜りたい、かように考えるわけでござります。(拍手)

いとも、我が国の市場が国際水準を上回るような方向にいくようには今努力をして、国会の御審議をお願いしているところでもござります。このアクションプログラムの実施スケジュールを確實に実行しつつ、そして外国に対する市場のアクセスと、いうものを前進させまして、日本に対する国際信用を高めてまいりたいと考えております。

また、その一環ともいたしまして、日本がいつまでも四百億ドルとか五百億ドルという膨大な貿易のプラスを維持してこのまま国際社会でやつていいけるとは思えません。それにはそれだけの理由がございまして、我が国の品質の優秀性、価格の低廉性、アフターケアの持続性、そういういろいろな長所もあるわけでございます。がしかしながら、いつまでも現実問題としてこのような膨大な

る、持続させる、安心感を与えることが契約を促進する上にも必要でございまして、政府はそのような方針に沿って努力してまいります。

一方においては、中小企業対策もやはり行う必要があると認めまして、今朝、関係閣僚で協議いたしまして、中小企業に対する緊急融資政策を決定したところでございます。これは二日から始めて、千億円の特別融資の金を用意いたしまして、六・八%、とりえず三月三十一日までこれを実行する。そのほか、信用保険の問題、中小企業に対する金融公庫の問題、マル経資金の融通の問題、あるいは政府関係三機関の融資の猶予や、あるいはそのほかの適切な措置等の問題についても実施してまいります。

民間活力及び官民の役割分担についてでござりますが、我が國の経済社会の本質を常に活性化していくその基本原動力というものは、あくまでも、民間の力であり、それが民主主義の基礎であると考へております。官民のあり方につきましては、時代の変化等に伴いまして常に見直しが行つていく必要があると思います。規制の見直しに当たりましても、公共性にも一面配慮しつつ、やはり民間活力が自由に行い得るような領域にござまして一層これを広げ、充実させてまいりたいと考えておるところでございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣後藤田正晴君登壇、拍手〕

○国務大臣(後藤田正晴君) 情報公開、プライバシー保護、行政手続法制についての御質問にお答えします。

民間活力及び官民の役割分担についてでござる。

理の所言表明にもありましたとおり、経済社会の

理の所信表明にもありましたとおり、経済社会の活性化と対外経済摩擦の克服は政府の重要な政策課題であつて、公的規制の緩和もその一環でござります。我が国は從来から、ややもすればすべてのことを政府に依存する、こういう考え方で発展をし、また成果もおさめてきたことは事実でございますが、今日のように民間の資本、人材、技術、情報、こういったことが大変力がついてきた状況をよく考えて、私は、時代の変化に対応して、今日不合理となつておる規制を是正し、民間のエネルギーを最大限に発揮させる環境を整備する、こういうことによつて経済の活性化を進め、市場の開放、内需の拡大に資する必要がある、かように考へておるわけでござります。

この法律案もこういった趣旨から御審議をお願いしているところでござりますが、この中に盛り込まれておるものには、行革審の答申を受けて行革大纲で措置することとされた二百五十八事項、このうち当面法律改正を必要とされた事項を取りまとめて御提案を申し上げておるわけでござりますが、現在政府が取り組んでおるものの中には、このほかにも極めて広い分野にわたる重要な事項があることを御理解を願いたいと思ひます。例えば、預金金利の自由化、あるいはトラック運送事業の参入規制の緩和、航空三社の事業分野の見直し、石油製品の輸入自由化、あるいは基準・認証、輸入プロセスの関係では、今回の法案に盛り込まれておる五事項を含めて八十九事項ござります。こういった全体を見てぜひひとつ御理解と御評価を賜りたい、かように考へるわけでござります。(拍手)

〔国務大臣古屋幸吉登壇、拍手〕

○国務大臣(古屋幸吉) 地方行革についてお答えいたします。

ましては、臨時行政改革推進審議会の答申を実施に移すために所要の措置を講ずることとしておりまます。法律改正すべきものは次期通常国会に提出

し、政省令につきましては原則として六十年度内に措置をとりたいと思つております。今後においても不斷に見直しを行い、地方の自主性、自律性強化のための方策を引き続き積極的に推進する必要があると考えております。

地方政府における行政改革大綱の策定をおむね軌道に乗ってきておるものと考えております。

今後とも各地方団体におきまして自主的、総合的な行政改革が進められますよう、必要な助言、指導をしてまいりたいと考えております。

(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問は、円高によるデフレ効果に対する受けとめ方、こうしたことでございます。

円高の影響の浸透にはかなりの期間を要するわけでございますが、円高には輸出の減少などの効果もありますが、交易条件の改善に伴いまして国全体の実質所得が増加するというプラスの効果もまたございます。そもそも円高は、経済摩擦の解消、それを通じた世界経済の拡大、これに資するものと期待されております。したがって、中長期的には我が国にとっても有益であるという考え方であります。

なお、政府としては、内需の拡大につきましては、先般決定いたしました内需拡大に関する対策の着実な実施を図ることとしておりまして、さらにお話がございましたが、その経営の安定や事業転換の円滑化を図る、こういう目的で、今朝、会議を行ひまして、来週月曜、すなわち十二月一日から特別融資制度を発足させる等の措置を講ずることとしておるわけであります。したがって、今朝の会議がそのスタートを切ったというふうに御理解をいただけたらと考えております。(拍手)

○議長(木村睦男君) 内藤功君。

〔内藤功君登壇 拍手〕

○内藤功君 私は、日本共産党を代表して、いわゆる規制緩和一括法案につきまして總理に質問をいたします。

まず、法案提出の背景をなしてある總理の政治姿勢、すなわち「國際國家日本の責任」論についていたします。

レーガン政権がアメリカ商品を日本に売り込むため、日本人の生活スタイルまで変えよと、數十項目にわたる要求を突きつけています。この点について、衆議院本会議で我が党の三浦議員が質問をいたしましたが、これに対し總理は、「國際国家を理由に、その要求を受け入れる姿勢を示したのは重大であります。かかる従属的政治姿勢は、輸出及び輸入の画面において国民生活に重大な影響をもたらしております。

第一に、輸出の面についてであります。

九月の五カ国蔵相会議の合意に基づく強引な為替介入によって、円が投機の対象にもされ、急騰しました。織維、陶器、金属食器など輸出型産地の採算レートは一ドル二百二十円から二百三十円であり、それが二百円に達した今、これららの産地は新規契約ストップ、大幅値下げ要求を突きつけられるという危機的状況にあります。輸出型産地中小企業に対する特別の長期低利融資など緊急の救済策をとるべきであります。總理の具体的な御答弁を求めたいと思います。

第二に、輸入の面についてであります。

例えば、今行われようとしている革靴など皮革製品の輸入自由化が皮革業界にどれだけ大きな打撃を与えるか、總理を伺いたいと思つます。

企業の七割ぐらいが倒産必至と見ております。本来、革靴の対米輸出量は、アメリカの総輸入量のわずか〇・三八%にすぎません。何よりアメリカの利益を侵害していないのみならず、逆に牛原皮の輸入は九割を占めているのであります。業界では、一体、自動車、電機等の輸出の犠牲になぜ革

鞆業者がならなければならないのかと、強い怒りがわいております。總理はどのようにこの問題に對処をされるお考えか。

以上、具体的に指摘したような事態が生じてきますのは、アメリカが貿易摩擦の根本原因である大軍備拡張政策と膨大な財政赤字に何らメスを入れないところにあります。總理のこの点について

次に、私は法案の内容について具体的に伺います。

その第一は、アメリカの航空機輸入を前提に空機関士なしでも運航できるようにしようとすることについてであります。

總理は、最近の技術の進歩に対応したもので、安全性に支障はないとの答弁しておられます。これは日航機墜落事故の反省が全く見られない無責任な態度であります。先日の日航機事故のボイスレコーダーでも、事故発生時から墜落までの約三十分間の航空機関士の活躍は筆舌に尽くしがたいものがあります。山下運輸大臣は、我が党の質問に対して、「いたずらに安全性のみを追求してよいのか」と、聞き直りの答弁をしましたが、總理はこのような無責任な答弁を許すのですか。多くの人生命が一挙に失われるという悲惨な航空機事故防ぐためには、こうした安全無視、利潤追求の政治姿勢こそ改められるべきではありませんか。總理の御答弁を求めます。

最後に、一括処理の問題についてであります。

二十六の法律、四十二の事項、こういう多岐にわたる公的規制の緩和を一括処理するといふこの審議権無視のやり方について、總理は、趣旨、目的が共通すれば一括法案にしてもよいと答弁をされていますが、とんでもない言い分であります。

總理、あなたはかつて通産大臣当時、石炭関係三法の手直しを一本の法案で処理しようとした際、衆議院の所管委員会から警告決議を受けて、今後十分慎重に對処していく旨の説明を行つたことを

總理、あなたはかつて通産大臣当時、石炭関係三法の手直しを一本の法案で処理しようとした際、衆議院の所管委員会から警告決議を受けて、今後

よもやお忘れではありますまい。あなたのこのときの説明は一体何だったのですか。一括処理方式は何ら改める必要はないとおっしゃるのですか。

總理の明確な答弁を求めるものであります。

質問を終わるに当たり、我が党は、貿易摩擦対策並びに民間活力活用の名のもとに对米從属、大企業本位の政策を推進し、日本の労働者や中小企

危害を未然に防止し、安全な消費生活の実現を図ることは、今や最も基礎的な國の責務である」と述べられましたが、今回の措置は、あなた自身が言つた最も基礎的な國の責務を放棄することではありませんか。明確な御答弁を求めます。

第三は、地代家賃統制令の廃止についてであります。

統制令の廃止は、別に企てられておりません。借地、借家法の改悪とともに、大企業による新別島改造を促進するために借地、借家人の追い立てをさせん。統制令の対象戸数は約百二十四万戸に上がり、しかもその居住者の多くは高齢者や母子家庭ことになります。こうした人々に直接打撃を与えることは明白であります。さらに、統制令対象外の地代家賃の引き上げと地価の高騰をもたらすことは必至であります。この廃止によりまして、不合法化し、容易にしようとするものにはかなりります。

第三は、地代家賃統制令の廃止についてであります。

統制令の廃止は、別に企てられておりません。借地、借家法の改悪とともに、大企業による新別島改造を促進するために借地、借家人の追い立てをさせん。統制令の対象戸数は約百二十四万戸に上がり、しかもその居住者の多くは高齢者や母子家庭ことになります。こうした人々に直接打撃を与えることは明白であります。さらに、統制令対象外の地代家賃の引き上げと地価の高騰をもたらすことは必至であります。この廃止によりまして、不合法化し、容易にしようとするものにはかなりります。

業、国民にその犠牲を強いる本法案の成立阻止を目指して奮闘することを明らかにして、私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 内藤議員にお答えをいたします。

まず、円高に伴う中小企業対策でございましたが、現在の円高の進展は大きな流れとしては望ましいものであり、定着を望むものであります。ただ、円高の進展によりまして中小企業を中心とする一部の業界等への影響が懸念されておりますので、中小企業の経営の安定、事業転換の円滑化等を図る必要があり、先ほど来申し上げましたような政府系中小企業金融三機関等による特別融資制度の創設を始めとする諸措置を六十年十二月二日から実施する所存でございます。

皮革問題につきましては、我が国の皮革・革靴産業は中小零細である上に国際競争力にも乏しく、また不況に呻吟している状態であります。しかも、歴史的、社会的にも厳しい状況にあるといふことを十分認識しております。一方において、我が国の輸入数量制限に対するガット違反の決定や、革靴の輸入数量制限に対するガット提訴に見られるように、米国を初めとする諸外国からの撤廃要求が強いことも事実でございます。政府としては、このような内外の厳しい状況を十分踏まえつつ、ガットの規定に従つて関税上の措置を尽くしているところでございます。

次に、貿易摩擦の問題でございますが、貿易摩擦の原因については、米国の財政赤字、あるいは高金利、あるいは輸出努力というような問題も重要であります。我が国も、引き続いてアクションプログラムの完全迅速な遂行、内需の拡大、輸入の増大等に今後とも努めてまいります。

航空法の改正の問題でございますが、航空行政におきましても安全の確保が中心でございます。

業、国民にその犠牲を強いる本法案の成立阻止を目指して奮闘することを明らかにして、私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 内藤議員にお答えをいたします。

まず、円高に伴う中小企業対策でございましたが、現在の円高の進展は大きな流れとしては望ましいものであり、定着を望むものであります。ただ、円高の進展によりまして中小企業を中心とする一部の業界等への影響が懸念されておりますので、中小企業の経営の安定、事業転換の円滑化等を図る必要があり、先ほど来申し上げましたような政府系中小企業金融三機関等による特別融資制度の創設を始めとする諸措置を六十年十二月二日から実施する所存でございます。

皮革問題につきましては、我が国の皮革・革靴産業は中小零細である上に国際競争力にも乏しく、また不況に呻吟している状態であります。しかも、歴史的、社会的にも厳しい状況にあるといふことを十分認識しております。一方において、我が国の輸入数量制限に対するガット違反の決定や、革靴の輸入数量制限に対するガット提訴に見られるように、米国を初めとする諸外国からの撤廃要求が強いことも事実でございます。政府としては、このような内外の厳しい状況を十分踏まえつつ、ガットの規定に従つて関税上の措置を尽くしているところでございます。

次に、貿易摩擦の問題でございますが、貿易摩擦の原因については、米国の財政赤字、あるいは高金利、あるいは輸出努力というような問題も重要であります。我が国も、引き続いてアクションプログラムの完全迅速な遂行、内需の拡大、輸入の増大等に今後とも努めてまいります。

航空法の改正の問題でございますが、航空行政におきましても安全の確保が中心でございます。

現行の航空法では、航空機関士は、「四基以上の発動機を有し且つ、三万五千キログラム以上の最大離陸重量を有する航空機」にも乗り組ませなければならぬと規定しておりますが、今回の改正は、「構造上、操縦者だけでは発動機及び機体の完全な取扱いができない航空機」にのみ乗り組ませなければならない、このようにしたものなります。

自己認証制と国民の安全の問題でございますが、もとより国民の安全が中心に考えられなければなりません。これらの運用に当たりましては、生産者の義務と責任についての自覚を促しつつ、基準への適合状況、品質管理能力等を的確に把握し、安全等の確保に万全を期してまいります。届け出とか、あるいは責任違反に対する追及措置とか、そういう点も十分考えておるところでございます。

地代家賃の統制令は、住宅事情等の改善によりまして今や不合理なものとなつておるので改正したいと思っております。現在の住宅事情から見て、影響は比較的小ないと

方針についてであります。

さて、質問の第一は、政府の行政改革の今後の

方針についてであります。

簡素で効率的な政府の実現を目指す行政改革は、今日最大の政治課題であり、二十一世紀の我

が國の命運を左右するかぎを握っていると言つて

も過言ではないと思うのであります。行政に命を

かける力説をし、国民にも約束をしてきた中曾

根内閣も、既に丸三年の歳月が過ぎ去りました。

この間に、電電公社を軸とした官業の民営化、ま

た年金制度の改革など、これは一定の前進を見た

と評価できるのであります。しかしながら、その

一方で、行政機構や政府の規制の一層の簡素化、

それに人員の合理化、補助金の大幅削減、地方出

先機関の整理といった行政改革のかためとも言うべき課題が、既得権益にしがみつく官僚の強い抵

抗に遭い、遅々として進んでいない実態は憂慮いたえません。

すなわち、行政改革はやつと二合目あたりにた

てあります。

質問の第三点は、許認可権限の地方分権につい

てあります。

行政機構の思い切った簡素化、効率化を推進す

るためには、今回の法案のように、民間企業に対

する規制緩和と同時に、行政の実施主体である地

方自治体に権限を大幅に移譲し、中央官庁は文字

も達しない段階で大型間接税の導入を容認するよ

うなことがあれば、税の取りやすさに頼った財政の膨張を許し、せっかくの命をかけた改革も中途

で挫折することは自明の理であり、断じてとるべ

る考えは変わつております。

その前に、既に御承知のように、本日、首都圏

及び大阪において、過激派グループによって国鉄

通信ケーブルが切断されるという事件が起こりました。これにより、現在でもこれらの地域では国

民の足が奪われ、大混乱を招いているところであ

ります。今後もこのよくな善良な国民の生活を犠

牲にした卑劣な暴力行為が繰り返されることも予

想されるところであります。政府としては、犯行

の究明に全力を挙げていただきたい。また、この

ような事件の再発防止にどう取り組んでいかれる

おつもりか、お伺いをいたします。

さて、質問の第二点は、公益法人に対する監督の強化

についてであります。

近年、特殊法人や認可法人が行革の整理合理化

の対象となつてゐるため、それのかわり財團法

人などの公益法人の増設が顕著になつてきており

ます。監督官庁の指導により民間企業から無理や

り資金集めが行われ、天下りもあり、また補助金

などの財政支出も行われているなど、ゆるしき事

態を招いているのであります。最近においても

民間活力の名のもとに各省庁がばらばらに公益法

人をつくり、公的事業分野の非効率性を増幅させ

ようとしているのであります。時流を巧みにとら

え、自己の権益の増大を図ろうとする官僚のした

たかさには恐るべきものがあります。したがつ

て、公益法人制度に関する総合調整権限を総務庁

に一元化すると同時に、統一の審査基準を策定

し、省庁の都合で公益法人が乱設されている現状

を是正すべきであると考えますが、総務庁長官の

御見解を求めます。

どおり中央官庁として政策官庁に脱皮することが必要であります。さらに、高齢化社会に対応し、高度で、かつ、きめの細かい福祉政策を開拓するためには、がんじがらめの中央集権主義や既得権限に固執する中央官庁のセクションナリズムを打破し、地方分権を促進し、地方自治体が住民の創意と工夫に基づく施策にゆだねることが不可欠であります。さきの国会で成立しました国の閣与、必置規制の整理一括法のみでは余りにも不十分であります。政府は、今後、許認可権限の地方移譲のためのこのような措置を講じられるおつもりかどうか、お答えいただきたい。

また、私は、地方分権の抜本的推進のためには、許認可の一つ一つについて移譲の是非を判断する従来の発想を百八十度転換し、原則として地方に移譲し、一定の基準のもとに国に残すべきもの限定列举するという方法に根本的に改めるべきだと考えるものであります。この点についての総務長官の御見解をお伺いいたします。

質問の最後は、円高対策についてであります。最近の急激な円相場の高騰は、輸出関連企業、特に中小企業並びに生産地などに深刻な影響を及ぼしつあります。また、急激な円高の進行は、我が国の経済にも深刻なデフレ効果を与えることが十分に予想される事態となっております。政府の内需拡大策や今回の規制緩和程度による民間活力の導入では、円高に伴う急激な経済情勢の変化には到底抗し得べくもありません。今こそ、拡大均衡型経済政策の積極的展開によって内需を拡大し、輸出関連中小企業を中心とした救済を断行すべきときではないでしょうか。

私は、この観点から、政府はこれまでの縮小均衡型経済運営を改め、来年度は、公共事業費の7%増額、約二兆円の所得税減税、また約五千億円の投資減税の実施など、積極的な経済政策を講ずべきだと考えますが、大蔵大臣におかれましてはこの点についてどのような御見解をお持ちでいらっしゃか。

同時に、輸出関連中小企業の救済を図るために、まず第一に、為替変動対策緊急融資、中小企業信

用補完制度などの拡充、また、税制面からの支援措置などを内容とする円高関連中小企業対策特別

立法措置を含めた恒久的な措置を講ずる考えはありませんか。第二に、最近の為替相場に対応し得るよう、企業体质強化のための立法措置を含めた恒久的な措置を講ずる考えはありませんか。

以上、二つの点につきまして通産大臣の御見解を求めて、私の質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(中曾根康弘君) 山田議員にお答えをいたします。

まず、大型間接税導入反対の御意見でございました。

税制の見直しにつきましては、先般、税制調査会に対しまして、公平、公正、簡素、選択並びに活力という理念に立脚した望ましい税制のあり方を諮問し、まず減税を、次いで財源措置をと、そういう順序で答申を求めて、今競意検討しておるところでございます。いわゆる課税ベースの広い間接税の問題につきまして、税制調査会としての一応広範な検討領域の中には入ってはいるだろうと思います。これは自由に御議論くださいと、そう申しているからであります。

しかし、私は前から申し上げているとおり、国会の決議がありましたが、一般的消費税はやりませんとか、あるいは過去に行なったいわゆる取引高税とかいうようなものはやりたくはありませんと、あるいは国会でも既に御答弁いたしましたように、多段階、網羅的、普遍的、投網をかけるようないふたつと、ああいうような型のいわゆるEC型

おりまして、この考えは変わっておりません。い

お考えが出て、いろいろ議論されて、収れんされ

られておりますが、今回の勧告では、公益法人に関するより具体的な指導監督方針を統一的に定め

るよう勧告をいたしております。

総理府本府及び各省庁におきましては、こういった総務庁の勧告を受けまして、公益法人設立審査等に努めておるところであると承知をいたしております。

次に、地方への権限移譲を行なうべきであると考へておるところであると承知をいたしておるの設置、あるいは十省庁の内部部局の再編、府県単位機関の整理、あるいは人員の削減等各般の政策を実施して、ある程度の成果は上げているものと考えます。今後とも、引き続き地方支分部局の整理の設置、あるいは国鉄の改革等、既定の方針に従いまして行政の簡素効率化あるいは特殊法人の簡素効率化等についても全力を注いでまいります。

次に、地方への権限移譲に関するお尋ねについ

てお答えをいたします。

まず、中央官庁は政策官庁に脱皮し、地方に思ひ切った権限移譲を行うべきであつて、そのためにはどのような措置を講じようとしておるのか、こういう御指摘についてお答えを申し上げます。

まず、中央官庁は政策官庁に脱皮し、地方に

思ひ切った権限移譲を行うべきであつて、そのためにはどのような措置を講じようとしておるのか、こういうお尋ねでございますが、基本的に

は、政府も山田議員の御主張と同様な考え方のものに、地方への権限移譲を積極的に推進すべきであると考えているわけでございます。さきの行革審答申におきましても、国の許認可等の事務について、地方の実情に即した事務処理を行なうものに

ついては、極力地方公共団体またはその長等へ委任すべきであるとの考え方のものとに、個別具体的な改善方策が指摘されているところでございます。

政府といたしましては、これを受けて、本年九月の閣議決定で、法律改正を要する事項については原則として昭和六十年度中に措置をすること

とし、現在、競意作業を進めているところでござ

います。

また、國と地方との権限関係を百八十度転換せず、こういう御主張でございますが、これについては一つの御意見であるとは思いますが、現在、政省令等の改正によって措置すべき事項については原則として昭和六十年度中に措置をすること

とし、現在、競意作業を進めているところでござ

ります。

また、國と地方との権限関係を百八十度転換せず、こういう御主張でございますが、これについては一つの御意見であるとは思いますが、現在、政省令等の改正によって措置すべき事項については原則として昭和六十年度中に措置をすること

とし、現在、競意作業を進めているところでござ

ります。

また、國と地方がお互いに協力して、一体となつて行政を行つておる現行の我が国の地方制度は、基本的にはこれを維持すべきものと考えております。た

めに、この観点から、設立許可審査基準等に関する申し合わせがな

て出てくるであろうと思いますから、それらを最

務については、原則として、国家的、広域的な見地からの調整が必要なもの、国民の権利義務に重大な関係があり、国全体として統一的かつ公平な運用が必要なもの、全国的に一定の行政水準を維持、達成することが必要なものなどに限られるべきであつて、こうした考え方から今後ともさらに許認可権限等の見直しを進めていく必要があると認めております。また、そういう立場のもとに漸次改革を実施いたしたい、かように考へておるわけでございます。(拍手)

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問、三点ございました。

まず、大型間接税問題については、総理から詳しく述べがあつたところであります。いずれに

しまして、大型間接税問題については、総理から詳しく述べがあつたところであります。いずれに

しまして、大型間接税問題については、総理から詳しく述べがあつたところでございます。

それから次の問題は、いわゆる円高に関する影響等についてでございます。

円高の影響の浸透にはかなりの期間を要しますし、したがつて直ちに国内経済全体に大きな影響を及ぼすというものは必ずしもその性格上ございません。円高には輸出の減少等の効果もありますが、交易条件の改善に伴つて国内全体の実質所得が増加するというプラス効果もまたあるわけであります。また、そもそも円高は、経済摩擦の解消、それを通じた世界経済の拡大に資する期待されます。中長期的には我が国にとってプラスであると考えられるわけでございます。そういう基本を踏まえまして、一方、内需の拡大について、これは先般決定いたしました内需拡大に関する対策の着実な実施を図っていく、これが最も大切なことであります。

そして、円高によって影響を受けます輸出関連中小企業、この問題につきましては、先ほどもお

述べました。そこで、かように考へておるわけでございます。

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問、三點ございました。

まず、大型間接税問題については、総理から詳しく述べがあつたところであります。いずれに

しまして、大型間接税問題については、総理から詳しく述べがあつたところでございます。

それから次の問題は、いわゆる円高に関する影

響等についてでございます。

円高の影響の浸透にはかなりの期間を要します

し、したがつて直ちに国内経済全体に大きな影響を及ぼすというものは必ずしもその性格上ございません。円高には輸出の減少等の効果もありますが、交易条件の改善に伴つて国内全体の実質所得が増加するというプラス効果もまたあるわけであります。また、そもそも円高は、経済摩擦の解

消、それを通じた世界経済の拡大に資する期待

されます。中長期的には我が国にとってプラスであると考えられるわけでございます。そういう基

本を踏まえまして、一方、内需の拡大について、

これは先般決定いたしました内需拡大に関する対

策の着実な実施を図っていく、これが最も大切なことであります。

そして、円高によって影響を受けます輸出関連

中小企業、この問題につきましては、先ほどもお

答えを申し上げた問題でございますが、先刻、ま

さに十二月二日からの特別融資制度を発足させる等の措置を講じたわけでありますので、これによつて対応していきたいと考えておるところであります。

確かに、いわゆる国全体の実質所得が増加していくという円高のプラス効果もありますが、一方、我が国財政が巨額の公債残高を抱えて大幅な財政赤字を続けておるという極めて厳しい状況にあるということを考えてみますときには、景気の拡大に財政が積極的役割を果たすという環境にはないと言わざるを得ません。したがつて、公共事業につきましては、国費は抑制せざるを得ないといふ状態にあります。民間活力の導入を図りながら、事業費の確保に可能な限りの努力をしてまいりたい、このようになっておる方向でございま

ります。この検討結果を踏まえて対処すべき課題であるというふうに考へます。

それから次の問題は、いわゆる円高に関する影響等についてでございます。

以来の抜本的改革を目指して税制全般にわたつての見直し作業が行われておるところでございまして、お答えがあつたところであります。いずれに

しまして、大型間接税問題については、総理から詳しく述べがあつたところでございます。

それから次の問題は、いわゆる円高に関する影

響等についてでございます。

円高の影響の浸透にはかなりの期間を要します

し、したがつて直ちに国内経済全体に大きな影響を及ぼすというものは必ずしもその性格上ございません。円高には輸出の減少等の効果もありますが、交易条件の改善に伴つて国内全体の実質所得が増加するというプラス効果もまたあるわけであります。また、そもそも円高は、経済摩擦の解

消、それを通じた世界経済の拡大に資する期待

されます。中長期的には我が国にとってプラスであると考えられるわけでございます。そういう基

本を踏まえまして、一方、内需の拡大について、

これは先般決定いたしました内需拡大に関する対

策の着実な実施を図っていく、これが最も大切なことであります。

そして、円高によって影響を受けます輸出関連

中小企業、この問題につきましては、先ほどもお

して、実は本日、とりあえず当面の対応として、政

府系中小企業金融三機関等による特別融資制度の創設、あるいは中小企業信用補完制度の弾力的運

用、政府系中小企業金融機関の貸付枠の確保、また、いわゆるマル経資金と言われております小企

業等経営改善資金の活用等の項目を定め、十一月二日からそれら各般の措置を行つていくというこ

とを決定していただいたところでございます。

さらに、来年度、六十一年度の措置といたしましては、国際経済上の環境変化等に対応する関連

中小企業者を支援するために、政府系中小企業金融三機関に国際経済調整対策等特別貸付制度を創設する、そしてまた、現行の中小企業事業転換法

を拡充、延長いたしまして、税制、金融等の面の助成措置を拡充するなどの施策を講ずべく要求申

でございまして、実現に向けて最大の努力を払つていきたいと思っております。

また、それに對する個別税制の問題でございま

るが、これは先ほど來の御議論のように、税制全般にわたつての見直し作業が行われておるさなかでございまして、その方向を見定めることがな

く、短期的な経済運営の見地からの減税を行うといふことは、中長期的に見た場合に適切ではないといふふうに考えておるところであります。

(拍手)

〔國務大臣(村田敬次郎君) 拍手〕

○國務大臣(村田敬次郎君) 山田議員からの御質問は、最近の円高に関連をいたしまして、中小企

業対策の特別立法の制定の問題、そしてまた中小

企業の体質強化のための立法措置を含めた恒久的

措置の問題、二点であったと思います。この二点につきましてあわせて御答弁を申し上げたいと思

います。

先ほど来、総理そして大蔵大臣からお話をございましたが、円高による非常な影響が輸出関連企

業、中小企業に特に出ておるわけでございま

して、運輸審議会委員に闇健三君を、電波監理審議会委員に生田正輝君、田潤節也君を、日本放送協会経営委員会委員に富谷晴一君を、地方財政審議会委員に胡子英幸君、武田隆夫君、知野虎雄君、松島五郎君、山本成美君の任命を、内閣申し出のとおり、いざれも同意することに任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、原子力委員会委員、公害健康被害補償不服審査会委員のうち胡子英幸君、松島五郎君、山本成美君の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり、いざれも同意することに任命することについて採決をいたしました。

まず、原子力委員会委員、公害健康被害補償不服審査会委員のうち胡子英幸君、松島五郎君、山本成美君の任命について採決をいたしました。

日本放送協会経営委員のうち中島二郎君、運輸審議会委員のうち胡子英幸君、武田隆夫君、知野虎雄君、松島五郎君、山本成美君の任命について採決をいたしました。

給等の業務を行わせようとするものであり、おむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法律施行に要する経費として、昭和六十年度一般会計予算に、約四億九百三十七万円が計上されている。

附帯決議

政府は、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、左記事項について適切な措置を講ずべきである。

一、日本体育・学校健康センターの業務の総合的かつ効率的運営に努めるとともに、運営審議会の委員の選任に当たつては広く関係者の意見が反映されるよう配慮すること。

二、学校安全及び学校環境衛生の維持向上と重度障害者に対する災害共済給付の一層の改善充実を図ることに、養護教諭の適正配置に努めること。

三、学校給食については、その重要性を十分に認識し、学校給食の安全性の確保と質的充実に一層努めるとともに、引き続き学校給食用物資の供給業務の合理化を図ること。

四、日本体育・学校健康センターの発足に当たつては、職員の雇用の継続を図るとともに、従前の労使間の慣行を尊重し、労働条件が低下しないよう十分配慮すること。

五、体育・スポーツに関する研究・研修、情報提供等を一體的に行うための体育研究研修センター構想の具体化について、所要の措置を講ずること。

右決議する。

日本体育・学校健康センター法案(第二百二回)

国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。よつてこれを送付する。

昭和六十年十一月十四日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 陸男殿

第四条 センターの資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされ

た額とする。

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

政府は、第二項の規定によりセンターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 センターでない者は、日本体育・学校健

康センターといふ名前を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十三条 文部大臣又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十四条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、

その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

第三条 センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2 センターは、文部大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

2 センターは、文部大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

2 センターは、文部大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

2 センターは、文部大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

2 センターは、文部大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

第九条 理事長は、センターを代表し、その業務

を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、文部大臣に意見を提出することができる。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 センターでない者は、日本体育・学校健

康センターといふ名前を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四

十四条及び第五十条の規定は、センターについ

て準用する。

(役員)

第十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第十三条 文部大臣又は理事長は、それぞれその

任命に係る役員が前条の規定により役員となる

ことができない者に該当するに至つたときは、

その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に

係る役員が次の各号の一に該当するとき、その

他の役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に

係る役員が次の各号の一に該当するとき、その

他の役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

二 職務上の義務違反があるときは、理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)
第十四条 役員(非常勤の者を除く。)は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(職員の任命)

第十六条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

官報(号外)

(運営審議会)

第十八条 センターに、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、三十五人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、センターの業務の運営に関する重要な事項について審議する。

4 運営審議会は、センターの業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができるものとする。

第十九条 委員は、センターの業務の運営に關係を有する者及びセンターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、委員

について準用する。

第四章 業務

(業務)

第一十二条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 その設置する体育施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用して体育の振興のため必要な業務を行うこと。

2 教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校を専門学校又は幼稚園(特殊教育諸学校の幼稚部を含む。)の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、当該生徒、学生若しくは幼児の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは学生に対する者に対し、災害共済給付を行うことができる。

3 センターは、文部大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

4 センターは、前三項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができる。

(義務教育諸学校の災害共済給付及び免責の特約)

第二十二条 前条第一項第一号の災害共済給付は、義務教育諸学校(第四十三条及び第四十四条を除き、以下「学校」という。)の管理下における児童又は生徒の災害につき、学校的設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童又は生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことにより

料の収集及び提供その他の体育、学校安全及び学校給食の普及充実に関する業務を行うこととする。

第五章 業務

2

センターは、前項第二号の業務のほか、高等學校(特殊教育諸学校の高等部を含む。)高等専門学校又は幼稚園(特殊教育諸学校の幼稚部を含む。)の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、当該生徒、学生若しくは幼児の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは学生に対する者に対する者に対し、災害共済給付を行うことができる。

3 センターは、前項第三項の規定により災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額をセンターに支払わなければならぬ。

4 センターは、前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額をセンターに支払わなければならぬ。

5 センターは、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合は、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

(学校給食用物資の売渡価格)

第二十三条 センターは、第二十条第一項第三号の規定により学校給食用物資を売り渡す場合の売渡価格を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 前項の売渡価格は、学校給食用物資の買入

旨の特約(以下「免責の特約」という。)を付することができる。

4 センターは、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

5 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項第二号の業務のほか、高等

れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費（以下「供給に要する経費」という。）の適正な原価を償うものであり、かつ、營利の目的の介入がないものでなければならない。（国の補助がある場合の共済掛金の支払及び売渡価格の算定）

第二十四条 センターが第四十二条第三項の規定により補助金の交付を受けた場合において、公立の学校の設置者が第二十二条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定により公立の学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしているときは、センターは、当該政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払を受けた場合には、当該学校給食用物資に係る前条第二項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。（学校給食用物資の供給に関する制限等）

第二十五条 センターは、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

2 センターがその供給に要する経費について十二条第二項の規定による補助を受けて供給する学校給食用物資を買い受け、加工し、又は保管する者は、当該学校給食用物資を学校給食以外の用途に供する目的で譲り渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。（高等学校等の災害共済給付）

第二十六条 第二十一条第二項の災害共済給付については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第二十二条第四項中「保護者」とあるのは、「保護者又は生徒若しくは学生が成年に達して

いる場合には当該生徒若しくは学生」と読み替えるものとする。（業務方法書）

第二十七条 センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

2 前項の事業年度に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第二十八条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。（事業年度）

第二十九条 センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。（決算）

第三十条 センターは、毎事業年度の決算を翌年五月三十一日までに完結しなければならない。

第三十一条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならぬ。（区分経理）

第三十二条 センターは、災害共済給付に係る経理、免責の特約に係る経理及び学校給食の用に供する物資の供給に係る経理については、それぞれ他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第三十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。（利益及び損失の処理）

第三十四条 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。（借入金）

2 センターは、毎事業年度、損益計算において長期借入金又は短期借入金を受けることができる。

第三十五条 センターは、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を借り換えることができない。その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならぬ。（余裕金の運用）

第三十六条 センターは、第二十条第一項第三号の業務として行う場合を除き、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲り渡し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。（財産の処分等の制限）

第三十七条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關する必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国との補助

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができる。（監督）

第三十九条 センターは、文部大臣が監督する。（報告及び検査）

第四十条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してもその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の施設若しくはセンターが学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができるものとする。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（財産の処分等の制限）

第三十六条 センターは、第二十条第一項第三号の業務として行う場合を除き、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲り渡し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。（財産の処分等の制限）

第三十七条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關する必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国との補助

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができる。（監督）

第三十九条 センターは、文部大臣が監督する。（報告及び検査）

第四十条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してもその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の施設若しくはセンターが学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができるものとする。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（財産の処分等の制限）

(農林水産大臣の同意等)

第四十一条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林水産大臣が協議して定めるものについて、第二十三条第一項、第二十七条第一項又は第二十九条(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林水産大臣の同意を得てしなければならない。

2 農林水産大臣は、センターに対し、第二十条に規定する業務(学校給食に係るものに限る。次項において同じ。)及びこれに係る資産の状況に関し、報告をさせることができ。

3 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、第二十条に規定する業務に關し、文部大臣に対し、第三十九条第二項の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。(国の補助)

第四十二条 国は、予算の範囲内において、センターの事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費及び学校給食用物資の供給に要する経費の一部をセンターに対して補助することができる。

3 国は、公立の学校の設置者が第二十二条第四項ただし書の規定により、児童又は生徒の保護者で次の各号の一に該当するものから同項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、センターに対して補助することができる。

1 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者
2 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者
第七章 雜則

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事

務処理)

第四十三条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

(損害賠償との調整)

第四十四条 学校の設置者が国家賠償法(昭和二十四年法律第二百一十五号)、民法その他の法律(以下この条において「国家賠償法等」という。)による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づき

センターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由について、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れること。

2 センターは、災害共済給付を行った場合において、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等により損害賠償の責めに任ずる者があるときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童、生徒、学生又は幼児がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)
第四十五条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)
第四十六条 災害共済給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)
第四十七条 税金その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課すことができない。

(解散)
第四十八条 センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)
第四十九条 文部大臣は、次の場合には、あらか

じめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第三項、第二十七条第一項、第二十九条、第三十四条第一項、第二項ただし書

若しくは第四項又は第三十六条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十七条第二項、第三十六条又は第三十

八条の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十一条第一項又は第三十七条の規定による承認をしようとするとき。

(罰則)
第八章 罰則

第五十条 第四十一条第一項の規定による報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記そのことを怠つたとき。

三 この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十九条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

四 第三十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
附 則
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲

内において政令で定める日から施行する。

(センターの設立)

第二条 文部大臣は、センターの理事長又は監事となるべき者は、センターの設立の時におり、この法律の規定により指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員会を命じて、センターハの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、センターの設立の準備を完了したときは、選舉なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、選舉なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 センターは、設立の登記をすることによって成立する。

(国立競技場及び日本学校健康会の解散等)

第六条 国立競技場及び日本学校健康会は、センターの成立の時において解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時においてセンターが承継する。

2 国立競技場及び日本学校健康会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の日の前日に終わるものとする。

3 国立競技場及び日本学校健康会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞれの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定によりセンターが国立競技場の権利及び義務を承継したときは、その承継の時までに政府から国立競技場に対して出資された

額は、センターの設立に際し政府からセンターに出資されたものとする。

5 第一項の規定により国立競技場及び日本学校健康会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第七条 前条第一項の規定によりセンターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で、国立競技場が昭和四十四年一月一日以前に取得したもの及び日本学校健康会が日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)附則第六条第一項の規定により権利を承継したもの(同項の規定により解散した旧日本学校給食会又は旧日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに限る)に対しては、土地に対する課する特別土地保有税を課することができない。

3 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地(国立競技場又は日本学校健康会が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、国立競技場又は日本学校健康会が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対する課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に日本体育・学校健康センターという名称を使用している者について、第六条の規定は、この法律の施行後六

第九条 センターの最初の事業年度は、第二十八

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和六十一年三月三十日に終わるものとする。

第十一条 センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センタの成立後疊滞なく」とする。

(センタに対する便宜の供与)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所屬の職員をして当該都道府県の区域内に置かれるセンターの從たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)

第十三条 センターは、当分の間、第二十条に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。)の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 第二十一条及び第二十二条の規定は、前項の災害共済給付について準用する。

3 第二十三条の二第一項中「日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)」を「日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十一年法律第二百二十六号)」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中国立競技場の項及び日本学校健康会の項を削り、日本赤十字社の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十一年法律第二百二十六号)

(国立競技場法等の廃止)

第十三条 次の法律は、廃止する。

一 国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)
二 日本学校健康会法
(国立競技場法等の廃止に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校健康会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により、日本消防検定協会の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十一年法律第二百二十六号)

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の國立競技場法(第十条及び第十七条を除く。)又は日本学校健康会法(第九条及び第十八条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 附則第十三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第十六条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)の一部を次のよう改訂する。

第十四条の二第一項中「日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)」を「日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十一年法律第二百二十六号)」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第一号の表中国立競技場の項及び日本学校健康会の項を削り、日本赤十字社の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十一年法律第二百二十六号)

(地方税法の一部改正)

第二十一条 地方税法の一部を次のように改訂する。

第七十二条の四第一項第三号中「國立競技場」を「日本体育・学校健康セントラル」に改める。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校健康会」を削る。

第七十三条の四第一項第十一号中「國立競技場」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十一の二 日本体育・学校健康セントラルが日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十一年法律第二百二十六号)第二十条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第十三条の四第一項第十七号中「國立競技場」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十一の二 日本体育・学校健康セントラルが日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十一年法律第二百二十六号)第二十条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第十七号中「國立競技場」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十七の二 日本体育・学校健康セントラルが日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十一年法律第二百二十六号)第一号に規定する業務の用に供する固定

(印紙税法の一部改正)

第十九条 印紙税法(昭和四十一年法律第二十三号)の一部を次のように改訂する。

別表第二中国立競技場の項及び日本学校健康会の項を削り、日本赤十字社の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十一年法律第二百二十六号)

(登録免許税法の一部改正)

第二十条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改訂する。

別表第二中国立競技場の項を削り、日本消防検定協会の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十一年法律第二百二十六号)

(地方税法の一部改正)

第二十一条 地方税法の一部を次のように改訂する。

第七十二条の四第一項第三号中「國立競技場」を「日本体育・学校健康セントラル」に改める。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校健康会」を削る。

第七十三条の四第一項第十一号中「國立競技場」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十一の二 日本体育・学校健康セントラルが日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十一年法律第二百二十六号)第二十条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第十七号中「國立競技場」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十七の二 日本体育・学校健康セントラルが日本体育・学校健康セントラル法(昭和六十一年法律第二百二十六号)第一号に規定する業務の用に供する固定

山内 一郎君	西村 尚治君
加藤 武徳君	初村 滉一郎君
桧垣徳太郎君	長田 裕二君
鈴木 省吾君	水谷
増田 盛君	田 英夫君
野末 陳平君	林 健太郎君
力君	星 長治君
大坪健一郎君	谷川 寛三君
田代由紀男君	堀江 正夫君
高杉 駆忠君	藤井 裕久君
藤井 薩次君	中西 一郎君
山本 富雄君	志村 愛子君
青木 薩次君	小林 国司君
山本 富雄君	浜本 万三君
志村 愛子君	鶴崎 均君
小林 国司君	安永 英雄君
石本 茂君	鶴木 又三君
安田 隆明君	坂元 親男君
小山 一平君	坂元 康治君
竹下 登君	最上 進君
松永 光君	坂元 進君
村田 敬次郎君	大木 正吾君
古屋 亨君	瀬谷 英行君
後藤田正晴君	秋山 長造君
内閣総理大臣	宮本 顯治君
(総務大臣)	大藏 大臣
通商産業大臣	文部大臣
運輸大臣	農林大臣
自治大臣	厚生大臣
官房長官	官房長官
科学技術政務次官	官房長官
環境政務次官	官房長官
自治政務次官	官房長官
運輸政務次官	官房長官
郵政政務次官	官房長官

内閣総理大臣	内閣総理大臣
大藏大臣	大藏大臣
文部大臣	文部大臣
農林大臣	農林大臣
厚生大臣	厚生大臣
官房長官	官房長官
科学技術政務次官	科学技術政務次官
環境政務次官	環境政務次官
自治政務次官	自治政務次官

議院運営委員	予算委員	法務委員	地方行政委員
辞任	補欠	辞任	補欠
竹山 裕君	安井 謙君	竹山 裕君	安井 謙君
松岡満寿男君	上田 耕一郎君	松岡満寿男君	上田 耕一郎君
河本嘉久藏君	小笠原貞子君	河本嘉久藏君	小笠原貞子君
上野 雄文君	小野 明君	上野 雄文君	小野 明君
八百板 正君	上野 雄文君	八百板 正君	上野 雄文君
竹下 登君	上野 雄文君	竹下 登君	上野 雄文君
松永 光君	上野 雄文君	松永 光君	上野 雄文君
村田 敬次郎君	中曾根康弘君	村田 敬次郎君	中曾根康弘君
古屋 亨君	中曾根康弘君	古屋 亨君	中曾根康弘君
後藤田正晴君	中曾根康弘君	後藤田正晴君	中曾根康弘君
内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣
文部大臣	文部大臣	文部大臣	文部大臣
農林大臣	農林大臣	農林大臣	農林大臣
厚生大臣	厚生大臣	厚生大臣	厚生大臣
官房長官	官房長官	官房長官	官房長官

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
法の一部を改正する法律案	法の一部を改正する法律案	法の一部を改正する法律案	法の一部を改正する法律案
同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員秦豊君提出中曾根政治の根本的理念	参議院議員秦豊君提出中曾根政治の根本的理念	参議院議員秦豊君提出中曾根政治の根本的理念	参議院議員秦豊君提出中曾根政治の根本的理念
に関する質問に対する答弁書	に関する質問に対する答弁書	に関する質問に対する答弁書	に関する質問に対する答弁書
同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。
法務委員	法務委員	法務委員	法務委員
辞任	補欠	辞任	補欠
橋本 敦君	神谷信之助君	橋本 敦君	神谷信之助君

議長の報告事項	去る十五日議長において、常任委員を次のとおり指名した。	去る十五日議長において、常任委員を次のとおり指名した。	去る十五日議長において、常任委員を次のとおり指名した。
内藤 功君	安恒 良一君	内藤 功君	安恒 良一君
村沢 牧君	丸谷 金保君	村沢 牧君	丸谷 金保君
野田 順君	照美君	野田 順君	照美君
山中 郁子君	洋君	山中 郁子君	洋君
穂山 哲君	鶴谷 照美君	穂山 哲君	鶴谷 照美君
立木 立木	照美君	立木 立木	照美君
穂山 哲君	鶴谷 照美君	穂山 哲君	鶴谷 照美君
同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手続に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手続に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

空港の安全性に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	空港の安全性に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	空港の安全性に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	空港の安全性に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	オレンジのミバエ防除手續に關する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十一月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十九日任期満了による再任) 月橋 得郎

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十九日任期満了による再任) 胡子 英幸

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

開 建三

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の前田陽一の後任) 生田 正輝

(十一月十九日任期満了の菊池稔の後任) 田淵 節也

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月四日死亡の阿部英一の後任) 富谷 晴一

同日内閣から、左記の者を地方財政審議会委員に任命したいので、自治省設置法第七条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十九日任期満了の石川一郎の後任) 胡子 英幸

(同日任期満了による再任) 武田 隆夫

(同日任期満了による再任) 知野 虎雄

(同日任期満了の立田清士の後任) 松島 五郎

(近藤忠孝君提出)
輸入オレンジのミバエ防除手続に関する再質問
主意書(木本平八郎君提出)
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員
山本 成美
矢原 秀男君
伏見 康治君
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百三回国会政府委員に任命することを承認した。

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百三回国会政府委員に任命することを承認した。

文教委員

辞任

閔 嘉彦君

小西 博行君

補欠

岩動 道行君

補欠

藤田 正明君

石井 道子君

岩動 道行君

齋藤栄三郎君

岡野 裕君

齋藤 栄十郎君

議院運営委員

辞任

岡野 裕君

補欠

閔 嘉彦君

小西 博行君

補欠

藤田 正明君

石井 道子君

岩動 道行君

補欠

齋藤 栄三郎君

岡野 裕君

齋藤 栄十郎君

議院運営委員

辞任

岡野 裕君

新マル優申告書の予約活動に関する質問主意書

19

昭和六十年十一月一十九日 参議院会議録第五号 議長の報告事項

法務委員

辞任

補欠

石井 道子君

河本嘉久藏君

岡野 裕君

石本 茂君

秦野 章君

福田 宏一君

外務委員

河本嘉久藏君

岡野 裕君

石本 茂君

秦野 章君

福田 宏一君

文教委員

河本嘉久藏君

岡野 裕君

石本 茂君

秦野 章君

外務委員

河本嘉久藏君

岡野 裕君

石本 茂君

秦野 章君

予算委員

辞任

補欠

斎藤栄三郎君

岩動 道行君

決算委員

辞任

補欠

岩動 道行君

斎藤栄三郎君

建設委員

辞任

補欠

斎藤栄三郎君

決算委員

辞任

補欠

斎藤栄三郎君

議院運営委員

辞任

補欠

斎藤栄三郎君

同日衆議院から次の内閣提案を受領した。

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合

理化に関する法律案(閣法第一号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本体育・学校健康センター法案(第百二回国

会開法第一八号)審査報告書

中曾根総理は、去る七月二十七日、軽井沢で行
われた自民党セミナーで、教育改革、防衛、靖国
神社、アイデンティティなど、中曾根政治の根本
的理念に触れる特別講演をされた。そこで、以下、その内容に関して具体的に質問
する。
一 中曾根総理は、その講演の中で、「日本とし
てのアイデンティティ」や「國家のアイデンティ
ティ」、あるいは「日本のアイデンティティ」など
と多用されているが、この場合、総理の認識の
中では、「アイデンティティ」には、どのような
意味がこめられているのか。二 一般には、「自己同一性」が「アイデンティティ」と
いわれているが、総理の言われる「國家の
アイデンティティ」は、「國家としての独立性」
とか、「国家としての歴史的連続性」を意味する
のか。あるいは、単に「國家らしさ」「日本ら
しさ」と近い表現なのか。三 中曾根総理が、「國家のアイデンティティ」とか言
われる場合、その根底には、総理としてのどのような國
家像が踏まえられているのか。
この際、中曾根総理の「あるべき国家像」につ
いて伺つておきたい。四 総理の認識の中では、わが国は、経済を第一
義とするよりは、「政治国家」あるいは「国際國
家」への変革をめざすべきだとお考えか。
五 総理は、先の特別講演の中、「われわれは
国際国家日本へ急速前進しなければならない。
と同時に大事なことは日本としてのアイデン
ティティをもう一遍確立することである。」と述
べておられる。「日本としてのアイデンティティをもう一遍
確立する。」とは、どういうことなのか。六 総理はまた、「アイデンティティ」に関する展
開の中で、「日本には戦前に皇国史觀があり、
敗戦後には太平洋戦争史觀が出て来た。いわゆ
る東京裁判史觀。この裁判については、終局的
な判定を歴史がするだろう。裁かれるに値す
ることもなくはなかつた。しかし、そのとき出
て来たのは、日本は何でも悪いんだ、ややもす
ると自虐的思潮であり、これは今も残つてい
る。」「いま戦後四十年、天皇陛下在位六十年にな
つて、もう一度日本のアイデンティティを。い
ままでいろんな思想が外国から入つてきただが、
それらを全部澄まして、これだというものを作
るときについた。」と言われる。
中曾根総理の言われる「東京裁判については
終局的な判定は歴史がする。裁かれるに値す
ることもなくはなかつた。」とは、戦争に対する
反省は、さほど痛切ではないと言うことか。
反対に、さほど痛切ではないと言ふことか。
七 「いろんな思想を全部澄まして、これだとい
うものを作るときた。」とする表現には、ど
んな意味がこめられているのか。八 総理は、戦後民主主義四十年の足跡について
は、どのような評価を下されるのか。つまり、
何を肯定され、何を否定されるのか。九 総理は、わが国の風潮について、個人主義か
らの脱却と民族主義高揚の必要性を感じておら
れるのか。
十 中曾根総理のいわゆる戦後政治の総決算路線
にとつては、教育改革による国民の意識変革、
防衛問題におけるタブーへの挑戦、靖国神社へ

に輸出側が負担する原則は承知しているが、現

在日本が貿易摩擦上置かれていた国際的ポジションを考えれば、かかるわずかな費用は、対

外経済協力費(ODA)的に考えて、日本側での負担がベターではないのか。政府の政治的判断を伺いたい。

五 消毒済みオレンジは一個一個ステッカーを貼り、さらにそれを十六キログラム入りカートンに詰めて密封シールし、日本の立会検疫官がスタンプを押捺することになっているが、オレン

ジ一個ごとのステッカー貼付は不要ではないか。

農水省の説明では、かつて検査後カートンの中味を未消毒のものと入れ替えた例があることであり、日本陸揚げ後も流通経路をトレースできるようとの措置らしいが、いかにも過剰な対応で、もつと簡単な方法でカートン中味の入替えはチェックできるのではないか。

現地側ではオレンジ一個ごとにステッカーを貼る費用として、ステッカーが一枚十セント、貼る手作業の人工費が一個当たり三十セントで合計四十セント(一豪ドル一七〇円換算でオレンジ一個当たり約六八円)かかり、C&F価格に対しては約二パーの負担になつている。

ステッカー貼付は、最終消費者である国民にとっては、コスト負担ばかりで何のメリットもないのに、これをやることについての政府の

見解を問う。

六 かかる日本側のダブル・インスペクション(彼我両地での二重消毒)やオレンジ一個ごとのスティッカー貼付要求は、輸出国側から、オレン

ジ輸入に対する非関税障壁、あるいは日本側の嫌がらせと受け取られる可能性があり、金額的には些少なだけに残念である。

この際、日本政府は、外国産品の輸入増に対して、誠意と積極的な姿勢を示すべきではないのか。

七 ミバエ防除については、現在日本が果実輸入を行つてある南アフリカ、イスラエルのオレンジ、グレープフルーツ、ハワイのパパイヤ、フィリピンのマンゴ、台湾のライチ、ポンカン、タンカン、アメリカ合衆国ワシントン州のチエリー等に対し、同様な厳重消毒措置を要求し、現地側からその改善を要求されているところが、実体はどうか。

八 ミバエ防除について、防疫当局がそれなりに安全を目指し、一連の措置を講じて、事務や手続も完璧を期していることは了解できるが、現在日本が貿易摩擦を踏まえて対処せねばならないのは、「外國品を買つてやる」態度ではなく、これは、我が国が輸出国となる場合も同様に輸入解禁を行つ際に、解禁要請国(輸出国)側が負担するものとして両国間で合意されているものである。

これは、我が国が輸出国となる場合も同様に当たつては、米国の検査官の来日に要する出張旅費は、我が国側が負担しているところである。

(二) 豪州産オレンジ生果実について

約(昭和二十七年条約第十五号)及び植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)に基づき、諸外国からのチヂウカイミバエ等の有害動植物の侵入を防止するため、技術的見地から行つているものである。

四 我が国の植物防疫官の輸出国への派遣をする外國出張旅費については、特例的に輸入解禁を行つ際に、解禁要請国(輸出国)側が負担するものとして両国間で合意されているものである。

これは、我が国が輸出国となる場合も同様に当たつては、米国の検査官の来日に要する出張旅費は、我が国側が負担しているところである。

五 及び六について

豪州産オレンジの各生果実に同国における検疫が終了している旨の表示をすることは、輸入禁止品を特例的に輸入解禁するに当たり、同国において検疫が終了していることを確認する等のためには、植物検疫上技術的見地から不可欠の措置として義務付けたものである。なお、表示の実施方法については、両国間の協議により従来の

うが、政府の考え方を伺いたい。

右質問する。

昭和六十年十一月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘
参議院議長 木村 陸男殿

参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手続に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三 輸出国において行われるくん蒸等について
は、我が国から派遣された植物防疫官による確認等の措置が採られていることから、殺虫が不完全であつたことにより、我が国に輸入された果実からミバエ(生虫)が発見されるという事例は生じていない。なお、ミバエ以外の生存害虫が発見された場合には、我が国への侵入防止のため消毒を行う必要が生じるが、今までのところそのような事例はない。

人手によるラベルの貼付から機械による貼付に改めることに既に合意しており、これにより果実への表示作業は大幅に効率化され、かつ、これに伴う経費も低減すると考えられる。

七及び八について

生果実類の輸入解禁に当たつて付す条件は、いずれも植物検疫上技術的見地から必要最小限のものであり、これを緩和することはできない。なお、当該条件の実施方法については、一部の輸出国から改善の要求があるが、これについては、従来と同様、専門家間の協議を踏まえて検討していくこととしている。

昭和六十年十一月二十九日 参議院会議録第五号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五六〇一 (大代) 甲 105

一定価
一〇一 円